

お客さま各位

田川信用金庫

一定金額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱開始について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、下記のとおり、個人および個人事業主のお客さまが預金口座を解約される場合に、ご本人さまによる通帳および顔写真付き本人確認書類の提示など、一定の条件を満たされる場合には、届出印の押印を不要とし、ご本人さまの署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたします。

当金庫では、今後もサービス向上に努めてまいりますので、末永くご利用いただきますようお願い申し上げます。

記**【取扱開始日】**

令和5年4月3日（月）

【取扱内容】

対象となるお客さま	・個人および個人事業主のお客さま
対象となる口座	・残高10,000円未満の普通預金（無利息型普通預金含む。）
お手続きに必要なもの	・ご通帳およびキャッシュカード（発行されている場合） ・顔写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
その他注意事項	・口座残高10,000円以上ある場合は、本件「印鑑レス」の対象外です。 ・お取引の内容および当金庫届出の内容等により届出印章が必要になる場合があります。

【普通預金規定(抜粋)】（無利息型普通預金含む。）**8. 【解約】**

- （1）普通預金（無利息型普通預金を含みます。）を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店へ提出してください。
- （2）前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約は行いません。
- （3）第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもって替えることができます。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上